

2015年4月14日

海上保安庁 長官 佐藤雄二 殿  
第五管区海上保安本部 本部長 菅野孝一 殿

## 要 請 書

3月12日、私たち Stop ! 辺野古新基地建設 ! 大阪アクションは、第五管区海上保安本部に対して第2回の要請書を提出しました。その要点は、

- ① 2月12日の第1回要請書への海上保安庁政策広報評価室・村上氏からの電話による口頭回答の再確認
- ② 海上保安庁の辺野古での暴力による「警備」の再確認と謝罪の要請
- ③ 海上保安庁の辺野古での「警備」の実態と、海上保安庁法第18条との関係以上、3点です。

その後、3月27日に、第五管区海上保安本部・久保氏に電話で第2回要請書に対する海上保安庁の対応を問い合わせました。久保氏の返事は「要請書は本庁に送付しました。本庁としては、個別の要請事案に対してそれぞれ回答することはしていない」というものでした。

以上の経過をふまえ、以下の要請を行います。

1. 要請は、辺野古における市民の生命にかかわる暴力的「警備」の事実確認と謝罪を求めるものです。「個別の要請事案に対してそれぞれ回答することはしていない」として、この請願に応えないことは海上保安庁の人命軽視そのものです。第2回要請に対して、海上保安庁として回答することを要請します。

請願法に関する、2003年6月17日付政府答弁書では、「(請願法は) 請願を受理した官公署に対して、請願者にその後の処理の経過や結果を告知する義務まで負わせるものではないが、個々の官公署の判断により、これらのことを見らせるのを妨げるものではない」とあります。すなわち「回答することはしていない」とは海上保安庁の主体的判断だということです。これは人命軽視そのものと考えます。

2. 翁長沖縄県知事の海底ボーリング作業中断指示、菅官房長官との会見における「辺野古の基地は絶対にできないと確信している」との発言をどう受け止めますか。暴力的な「警備」の中止、少なくとも現在の「警備」のあり方を、抜本的に見直す考えはありませんか。見解を明らかにするよう要請します。

2004年～2005年に強行されようとした海底ボーリング調査は、市民の抗議行動によって阻止されました。この際、海上保安庁は「民事不介入」の原則に従い、介入しませんでした。今回の海底ボーリング調査に対しては、翁長県知事の発言に端的なように、前回をはるかに上回る沖縄県民ならびに全国、世界的な反対の世論が

あります。それにもかかわらず作業が強行されています。これを可能にしているのは、ひとえに海上保安庁の暴力的な「警備」によって市民の非暴力の行動が排除されているからです。辺野古の海底ボーリング調査強行によって高まる沖縄県民の怒りの増大、今後発生する全ての事態に対して海上保安庁は当事者としての責任があります。だからこそ現在の「警備」のあり方を抜本的に見直す必要があると考えます。

3. 4月6日、海上保安庁・特殊警備救難艇「ていだ」が、「不屈」に体当たりし、船体を損傷させました。けが人が出なかつたのは偶然にすぎません。今すぐ謝罪と弁済を行うよう要請します。

以上、誠実なご回答を求めます。

## Stop！辺野古新基地建設！大阪アクション

### ■呼びかけ団体

辺野古に基地を絶対つくらせない大阪行動  
沖縄とともに基地撤去をめざす関西連絡会  
「しないさせない！戦争協力」関西ネットワーク  
沖縄意見広告運動・関西事務所  
ジュゴン保護キャンペーンセンター  
日本キリスト教団大阪教区沖縄交流・連帶委員会  
日本キリスト教団大阪教区社会委員会  
沖縄の高江・辺野古につながる奈良の会  
関大校友連絡会  
9条改憲阻止共同行動  
釜ヶ崎日雇労働組合  
辺野古の海に基地をつくらせない神戸行動  
基地のない平和で豊かな沖縄をめざす会  
緑の大阪  
岩国・労働者反戦交流集会実行委員会

連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 SORA Tel:06-7777-4935

担当 松島洋介